

令和2年度 第2回

西宮市地域福祉計画策定委員会

会 議 録

開催日時 令和3年2月16日(月) 午後2時～

開催方法 オンライン開催

出席者

委員：藤井会長，竹端副会長，安東委員，内田委員，加藤委員，北垣委員，古結委員，
田村委員，新島委員，林委員，増田委員，丸尾委員，水田委員，森委員

(1) 西宮市地域福祉計画の改定に係る市民アンケートについて

(事務局説明)

○委員

コロナ禍に関する質問が全然なかったのですが、14ページの災害発生時はコロナ=ある種の災害であるからそこで代用しているのかもしれないけれど、これからはコロナと共にということなので、コロナ抜きでの設問が続いていたので驚いている次第です。これは時間的余裕がなかったからなのでしょう。

○事務局

ご指摘のとおり、特にコロナに関してという設問がなかったのは不足していたなというところではあります。時間的なこと等もありましたが、今回そのような視点が欠けていたということで、災害全般の設問として、コロナに限定しておりません。

今後どのような形で設問できるかわかりませんが、次期計画においてはコロナ禍での取り組みも重要な柱になってくると思います。今後の計画策定にあたっては意識をしていきたいと思っています。

○副会長

委員、よろしければ地域福祉計画を策定していく中で、コロナに関する質問としてどのようなものが良いか、アイデアとして教えていただければありがたいです。

○委員

アイデアというわけではないですが、行政としては住民主体の場を低コストで行っている面が多いと思います。そうすると住民はコロナに伴う感染予防が非常にトラウマになっていると思います。その問題点を現場の方はどのように感じているのかを聞きたいと思いました。

行政のコロナに対する危機感と、実際現場で介護福祉をされている方のコロナに対する危機感は、絶対にギャップがあると思うので詳しく知りたいと思います。

○副会長

コロナに関する地域福祉計画に関係することと、コロナに関する市の緊急調査でやっている中で地域福祉計画に反映すべきこととわけて考えられると思うのですが、事務局の方で実際にありませんか。

○事務局

市の中でコロナに関する調査をやっているのかについては、事務局では確認できておりません。ただ、ご指摘にもありましたが、今年一年地域活動がコロナの影響を受けて休止せざるを得なかったことは現実にあります。その中で、地域福祉活動、地域福祉をどれだけ進めていくかについては、コロナについての視点はしっかり持っていないといけないことを改めて認識を強

くさせていただきます。これまで活動されている団体の方へのヒアリングを含めて、今回のアンケートでは実施できていなかった部分を補強していくことを考えていきたいと思います。

○委員

アンケート 4,000 件に対して回答が半分以下というのは郵送しているわけですからかなりコストもかかっていますね。今時だからインターネットとかは考えられなかったのでしょうか。

○事務局

回答率が約半分ということで、我々もできるだけ多くの方にご回答いただきたかったとおります。あくまでも任意ということになりますので、この中で分析を進めていきたいとおります。こういう時代ですから LINE であったりメールを使ったりもあるかと思いますが、今回は無作為で抽出して市民の方にお届けする中では、市では住所しか情報として持っておりません。メールアドレス等は個人情報として市も持っておりませんので、今回は郵送という形でおこないました。

○委員

西宮市のホームページも簡単に見られるわけですから、志のある人の意見というものも拾うべきかと思います。無関心だから回答が返ってこなかったとも考えられます。4,000 件というサンプルも低いと思いますし、回答が半分以下というのも残念です。ホームページを使って宣伝するとサンプルももっと返ってきたのではないかと思いを申し上げました。

○副会長

統計調査については悩ましいところで、インターネットで行うと実はかなり恣意的な意見しか集めることができなくて、本当に市民の意見を代表できるのか、代表性について学者の間でも色々と言われているところなので、先ほどのご意見は、今後の聞き方としてインターネットの使用について事務局に受けとってもらう形でよろしいでしょうか。

○委員

先ほどのアンケートで意識の高い人の意見も聞きたいというところは、これからのアンケートの対象になりますか。

○副会長

委員、インターネットでのアンケート回答も含めてできますかという質問ですか。

○委員

そうですね。今だったら QR コードからアクセスすることもできますし、無作為も大切ですが、地域で活動をしている意識の高い方もいらっしゃるの、そういう方の意見も取り入れていく方が、現場で頑張っている地域の方の意見を取り入れて、計画に反映できると良いと思いました。

○事務局

現行計画を策定する際も、地域の関係団体、関係者、専門機関等の方を対象としたヒアリングを実施しております。コロナ禍での活動も含めて、意見をお伺いする機会を持っていきたいと考えています。

インターネットも含め、市民の方を対象としたアンケートにつきましては、今回についてはこれ以上の対応は難しいというのが実情です。

○委員

コロナと市民の日常生活の関係ですが、これについては1年経過したので、全庁的に調査をするべきだと思います。1つの課だけの問題ではなく、全庁的で関わる課題だと思っています。

○委員

このアンケートは1月8日から29日というコロナを非常に心配していた時期でもありますので、アンケートに注意がいくよりもむしろ、コロナに市民の意識、考えがいったのではと思います。アンケートを無視したとかではなく、私は善意に解釈しております。

地域福祉ということに関しては地域住民がどれほど関心を持ち、どういう考えでいるかを知りたいと思います。特に10ページ、11ページには地域の活動に参加したことがない等、そういう人の考えを知った上で次にどういう手立てを考えるか、それを福祉の中でどう活かしていくかが大事なことで、このアンケートが基礎になると考えております。

(2) 市窓口・各相談支援機関へのアンケート調査について

(事務局説明)

○委員

資料20ページ問7について、結果を非常知りたいです。また、考え方も知りたいと思っています。

○事務局

アンケートの問7、総合相談支援のあり方については、今、事務局の説明にもありましたように、これまででも、総合相談支援体制は1つのワンストップ窓口を作るのではなく、今ある機関がどのように連携を図っていくのか、ということを中心に議論していただいていたいました。

今回はあえて、それぞれの相談機関や役所の窓口が本当はどう考えているのかを知りたいということで、総合窓口が良いのではないかという聞き方をしました。

現在、回答を取りまとめ中で最終結果は未だですが、現時点では「総合窓口の方が良いのではないか」という意見の方が、市窓口や各機関の回答では多くなっています。ただ、設問の形で回答いただいているだけなので、それぞれの回答内容の意図などは、今後ヒアリングを通じて補強

していきたいと考えております。

○委員

2つありまして、個人的な意見になるかもしれませんが、問6で相談機関が連携して対応した例が一例ずつ書かれていますが、個人的には連携できなかった事例の方がすごく気になったので、そこが出てこないかなと思った事です。

同じような事ですが、連携の意識は常に持っていると思いますが、具体的な連携先がこれでは出てこないの、ここがわかると今後に繋がってくると思います。感想も含めて以上です。

○事務局

今、ご意見いただきました問6では対応できた事例をお聞きしていますが、確かに本来、連携して対応すべきだったができなかったことは今後、課題を検証する上では大切な事例把握になると思っています。

次にありますようにどこと繋がったか、単純に繋がった、連携してないだけではなく、どの機関がどの機関と繋がっていたのか、ここについてもしっかり把握する必要があると思います。今後、ヒアリングを予定しておりますので、その中ではご意見いただいた2点を注意して把握するように考えております。

○委員

感想も含めてですが、保育園で抱えている問題も複合的な問題が多く、何かしら繋がっていることが多いと思っています。総合窓口が良いという意見が多いとのことですが、繋がりを意識した上での今後の調査やヒアリングをおこなっていただきたいと思います。

逆に、重複する問題が1つの部署に集中して持ち込まれることが多いと思いますので、連携することを意識して進めて欲しいと現場から感じていることです。

○委員

2点ありますが、この配布数のところで47件というところで障害の分野で6件とのことですが、どの機関に配布されたのかが知りたいです。

また、総合相談支援体制という部分で、断らない相談だったり、地域の中で埋もれている、困っている相談をどのように地域活動であったり、アウトリーチして行って、それを必要な専門相談機関につないでいくかということが大切だと思っています。

総合相談を1箇所ですとまとめる、その考えであれば高齢、児童、障害、出てきた相談に関して、専門的に解決していく意味であれば、総合相談というのは有効なのかもしれません。ただ身近な相談支援、そこで地域から発信がしにくい人たちの相談を拾っていかうとすると、一つにまとめることは得策なのかわかりません。

各専門機関は事案として上がってきたものは、それなりに各機関や行政とも連携しているように見えるのです。ただ一番困難なのは、地域から相談が上がってきても、本人や家族が支援を必要と感じてなかったり、支援につないでいくのが難しい方の相談をしっかりつないでいける機能を作っていけるのかということ、そこを抜きにしてヒアリングはしないで欲しいと思います。

○事務局

委員の1点目の質問についてお答えいたします。障害の分野でお伺いした6ヶ所ですが、まず基幹相談支援センターの総合相談支援センター西宮と基幹相談センター北部です。生活支援課の障害チームが4チームありますので合計6ヶ所という形になっております。以上です。

○事務局

今、委員からご指摘いただいた2点目のことですが、現時点ではワンストップ窓口が良いという意見が多いですが、ご指摘いただいたこともしっかり踏まえながらヒアリングを行っていきたいと思います。

今回はあえて質問をさせていただいて、現場の窓口で対応されている方々が本当にどう思っているのか、前回の委員会でもご指摘いただいたように事務局も今後しっかり把握していきたく思っていますので、地域でしっかりアウトリーチできたり、また、ニーズを把握して地域につなげられるような役割をしっかり意識しながらヒアリングをしていきたく思っています。

○委員

色々な相談があると思うのですが、相談しても最後どうなったかという情報が届きません。もうすぐ新年度になりますが、異動があっても引き継ぐなど、役所内での連携を強化して解決していただきたいと思います。

○事務局

ご指摘のとおり、市では定期的な職場の異動等もございます。ただ当然、引継ぎをしっかりとおこなうことは福祉の分野に関わらず必要なことでありますので、いただいたご指摘を踏まえまして、今後対応していきたく思っています。

○委員

以前から言われていることですが、縦割り行政での福祉の限界や分野横断的な連携の重要性は、職員の方、担当の方もご理解いただいていると思います。ですから、あえて私は総合窓口を作るというよりは、何度も連携の問題点や重要性を各担当の方に深く知らせ、理解していただくほうが、新しい部門や窓口を作るより有効だと思います。

○副会長

まだ調査中なので結果が出てからお話ししようと思っておりましたが、各委員がご指摘いただくように、そもそも何が今できてないのかについて、基礎的なデータに基づいて、質的なヒアリングを重ねることが必要不可欠で、それが重なった段階で、現場での困りごとをどのように解決していくのか、それにおいて何が困っているのか具体的に質的に聞いていくことによって必要とされる総合相談体制、ワンストップがよいのか、ワンストップじゃなくても連携をより強化することができるのか課題が出てくると思います。アンケートに基づいた質的調査を現場に出向いてヒアリングをきちんとやっていただくことが、かなり重要なポイントだと思います。

○会長

私からもコメントさせていただきます。1つは、国の言う「断らない相談」とか総合相談支援体制とは、ただ総合的に受ければ良いとか、漏らさないことは重要ですが、総合相談というコンセプトが必要です。すなわち地域、自治体での第一線で、生活に根ざしたところで相談支援をしていくことはどういうことなのかという1つのコンセプトを形成して、それを計画の中に載せていかなければなりません。そのためのプロセスのヒアリングということです。

例えば、潜在的なニーズを拾い出すことも積極的な相談支援体制の1つですが、自分が行政に知らせた後の連絡がないという事案だと思いますが、地域生活は住民と協働で支えていくものですから、個人情報保護の問題もありますが、住民とどのように連携して早期発見し、発見した後、住民も支えあって専門職と一緒に協働していくという相談支援の「支援」の部分をどう考えるのか、相談は受けるだけではなく当事者が社会参加していくまでが相談支援だというコンセプトに立った場合、そこまでの支援をみんながネットワークでどう考えられるのか、仕組みがないならば、資源開発という仕組みをその中でどうしていくのかなど、そういう仮説を持って、その機能に対してみんながどう考えているのかというヒアリングをしていかないといけません。ただ単に「連携できていますか、できていませんか」では、あまり実のある返答は返ってこないのので、ヒアリングを行うときに仮説を立て、総合相談のコンセプトをもってヒアリングをしていただき、その結果を受けて、計画の中で西宮市における総合相談支援体制はこういうコンセプトで構築していくということを皆さんと議論をしていく必要があると思います。

ですので、計画策定期間中にもう少し作業が必要と感ずますし、引き続きこの問題は深めながら議論できたらと思っています。連携ネットワークができていない中で総合相談窓口を作ったら、各窓口が成熟しないままに、そこへ投げ込んだら終わりだろうということが全国的に心配されています。結果としてそういうものが充実した上で作るのが良いですが、今のプロセスではなかなか難しいところです。

事務局にお伺いしますが、来年度、庁内で総合相談支援体制の作業委員会を作る話が出ていませんか。

○事務局

現時点では庁内委員会的なものは出ておりません。ただ、我々が中心となって各部局とのヒアリングを重ねる中で、子ども支援局とは正式な委員会ではないですが、担当者と定期的に話を聞くという機会を持っていますので、ヒアリングをする中で、西宮の総合相談の在り方というのを作っていきたいと思います。

○会長

世帯の問題が非常に大きい、世帯だから複合多問題になるということですので、子供の家庭の問題は非常に複合的であり、委員は実際の保育の現場で感じられていることでしょうし、一方で地域包括支援センターには8050問題など障害福祉と高齢者福祉との重複の問題が絡まってあります。生活困窮の若者の方は引きこもり、孤立の問題がありますから、それぞれの部署で問題が出てきています。施策的にも分析をしていただきたいと思います。

計画中にそういう作業をするのか、計画の中でそういうことを決めて、計画実行として検討委員会というプログラムを作って進めていくのか、どちらかだと思います。ご判断いただければと思います。よろしくお願いします。

(3) 西宮市地域福祉計画（第4期）の構成について

(事務局説明)

○会長

これから第4期計画の骨子を固めていくということですが、基本的には現行計画の枠組みを踏襲していきたいという地域福祉計画に関してのご意見、前回新たに加えるべき事項の説明が資料22ページにあります。これに関して再度議論をお願いいたします。また、本日は成年後見制度促進計画及び再犯防止推進計画を地域福祉計画にも位置づけていくことに関してのご意見をいただくこととなります。何かご質問等ご意見ありましたらよろしくお願いします。

○委員

1つは、基本理念については現行計画をそのまま踏襲するのではなく、もう一度検討していただきたい。そして、施策体系については事務局説明では現行計画の枠組みの中に補足版で検討された5項目を入れていくという説明がありましたので、その方向でも良いと思います。現行の施策体系の中で掲げられている基本施策には進行中の施策がたくさんあるので、第4期計画でも掲げていくことが基本だと思います。補足版の部分も加えていただくことと、現行計画の中で1点違和感を持つ部分があります。資料21ページの「3. 地域福祉の推進を支えるための仕組みづくり」の(1)の⑥です。市役所内及び関係機関の連携体制の推進と書かれています。連携体制の推進には違和感を覚えます。

このページの中で見ると、3の(1)の①は支援体制の構築強化、④は連携支援体制づくり、2の(1)③社会的孤立経済的困窮問題に対応する体制の構築となっています。連携体制という言葉を使うなら、ここに入る言葉は推進ではなく構築、強化ではないかと思うので、この表現は検討していただきたい。

もう1点、⑥の市役所内及び関係機関の連携体制の推進となっていますが、市の地域福祉計画の位置づけは市社協の地域福祉推進計画と連携を図る位置付けとなっています。施策事業を相互連携していくとなっていると思いますので、⑥についての私の意見としては「市役所内及び社会福祉協議会並びに関係機関の連携体制の強化」という基本施策にしていきたい。社協を特出しで記載して欲しいと思います。

○会長

これは意見ということで良いでしょうか。

○委員

意見です。

○委員

資料 22 ページの 2 つ目ですが、「地域福祉における子ども分野の連携」について、もちろん入れていただきたいのですが、子どもだけでなく、家庭を見ていく、子どもだけでなくその家族、父親、母親も含めてどうしていくかという連携がまだ足りないと感じるので「家庭」という言葉をどこかに出して欲しいと思います。

○委員

委員と同じところがすごく気になっています。相談現場で、スクールソーシャルワーカーなど、学校と連携されることも多々ありますが、最初に個々の家庭の難しさや、子どものしんどさを気づいているのは教育関連の方が多いと感じます。その気づきを何らかの形で発信できないのだろうかということの話はするのですが、そこに個人情報の問題があったり、教育として民間 NPO につないでいく事にすごく課題があるように感じています。

そういった意味では、子ども分野との連携の部分をしっかり、教育との連携も打ち出していきたいと思いますし、地域福祉計画で子ども分野を記載するにあたって、教育委員会と協議を重ねていただきたいと思います。

成年後見人制度利用促進についてですが、先日あった障害福祉推進計画策定委員会では成年後見制度自体の課題、成年後見人が金銭管理だけをしてしまい、後見人に本体求められている本人の意思決定支援や、より良い生活に向けて活動していく身上監護が無視された形で活動されているケースが多いという意見も出ています。国の制度なので市が主導できるところは多くないと思いますが、利用促進をしていくのであれば、成年後見人制度の課題整理、問題点の発信して欲しいです。

○会長

今までのところを整理しますと、委員から現行計画の枠組みではなく新しい課題も取り入れ再構成する必要があることと、庁内連携、市社協、他機関との連携を「推進」ではなく「構築」「形成」というご指摘ですね。総合相談支援体制と絡むので工夫が必要だと感じます。

また、子ども分野のことで 2 人の委員から意見がありましたが、今は地域福祉だけでなく社会福祉そのものが子どもの問題を重視していく時期に入っており、どの自治体においても待ったなしの認識を強く持っているような気がします。地域福祉計画との関係でいうと、地域福祉計画ではその部分の何にアプローチしていくのかということがないと、児童そのものということでもないと思いますので、各委員のご意見や事務局からの考えがあればお聞きしたいです。

○副会長

子どもという特出しよりも、家族形態の変化、社会状況の変化、家族の変化の中で独居老人が増えたり孤独が増えたり、その中で地域福祉に求められるものが莫大に増えていると考えた時に、どのように記載するのが良いか難しいのですが、家族全体を考えた福祉、従来の家族機能が

ら抜け落ちた人も含めてしっかりと支援するという文言が方向性として求められているのではないかと個人的に感じています。

○会長

副会長の発言にあった家族機能との関係についてはまさにその通りで、例えば、政令指定都市の川崎市では地域包括ケアシステムの中に全世代型地域包括ケアシステムがあり、保育所まで射程に入っています。保育園が具体的な何かをするということではなく、幼児期におけるひとり親家庭や発達障害のある子どもの課題などの多くは保育園が把握しているおり、そこを抱え込むのではなくて、全分野の連携の中でどのように対応するかや、小学校などでは教育の問題で、親の貧困の問題とも絡んで出てくるものです。今後、地域福祉的なアプローチの整理も考えていく必要があると思います。

もう1つ、成年後見制度から成年後見制度利用促進計画での地域福祉計画の位置づけ、地域福祉計画とのアプローチに関してご意見ありますか。

○副会長

成年後見と限定せず、西宮市の権利擁護をどのように推進していくかという側面を入れて欲しいと思っています。権利擁護支援センターの実態を聞いてみると、先ほどの話に繋がるのですが、明らかに家族機能の不全や弱体化の中で虐待に至ったりという事案が多くあります。もちろん、成年後見をどのように増やしていくか、触法の方の支援をどのようにするかという権利擁護も大事なのですが、それは権利擁護の中のある種事後救済であり、権利擁護には事後救済だけではなく事前予防というもう1つの側面もあって権利擁護というものの体系があるので、西宮市地域福祉の中で権利擁護全体を進める中で、事後救済、事前予防が謳われて欲しいと思いました。

○会長

1つは、権利擁護を広義にとらえていく意見で、西宮市が権利擁護支援センターを設置する時に、ニーズは地域から生まれて、地域の中で自分らしく生きていく、地域の中で関わって生きていくこと全体を権利擁護支援というのだ、ということが西宮市の出発点だと思います。

そういう意味でいうと、障害計画と高齢計画と地域福祉計画、そして独立して権利擁護支援システム推進委員会がある中で、地域福祉計画での権利擁護の位置づけは、どのように捉えるのが良いと思われますか。

○副会長

基本的に地域福祉計画は全ての福祉計画の上位計画にあると思っています。各分野の計画や権利擁護支援システム推進委員会から出てくる権利擁護課題をまとめたものの上位にあるものとして、地域福祉計画の中で権利擁護のことが書かれているべきではないかと個人的には考えています。

○会長

行政はどのように捉えていますか。

○事務局

名称としては成年後見制度利用促進の計画という形になっておりますが、西宮市権利擁護支援システム推進委員会という別の付属機関でも、単に成年後見制度の利用を増やしていただくだけでなく、西宮市の権利擁護に関わる基本的な考え方、計画にして欲しいと言われております。地域にあるニーズを発見し、地域につないでいくかは地域福祉計画で構築を目指している包括的な支援体制と合致していくものと考えております。権利擁護全体の推進の計画という位置づけで捉えていきたいと考えております。

○会長

そういう意味では、全体の包括的支援体制と権利擁護を整理して、統一的に地域福祉計画の中に出していくかということに合意を得ておきながら、後に議論していけば良いと思います。

私からも1つ質問ですが、成年後見制度利用促進で、意思決定支援や身上監護を重視するという意味では、私は率直に言って日常生活自立支援事業をもっと拡大していく必要があると考えているのですが、いかがですか。

○事務局

確かに、現実として本市において日常生活自立支援事業はすぐにご利用いただけない方が増えており、そこは1つの課題であると認識しています。

○会長

兵庫県は全国的に水準が低いです。これは市だけの問題ではないですが、地元は課題が増大しています。この課題に取り組まないと、成年後見制度に全ては繋がられないし、乱暴に繋がってはいけません。今後検討していただければと思います。

○委員

資料22ページの特に注力して審議すべき事項の災害発生時の支援体制についてです。例えば、各地域で災害が起きたときに避難するのに助けがいる人をどの程度把握されているのか、限られた資源の中で支援を出すことになるので、行政はどの程度の把握をされているのか、把握する度合いを深めることが災害発生時の動きに活かされると思います。

○会長

今期の計画で災害の面でどこまで扱われようとしているのですか。

○事務局

現行計画の中でも、地域避難支援制度の取り組みについては、地域で連携して高齢者、障害のある方を災害時に支援する取り組み等取り上げていますが、地域によってはその把握が難しい現状があり、防災部局も含めて地域の中でそのような取り組みができるのかということを考えていきたいと思っております。

○委員

個人情報もあって難しい課題だと思いますが、支援が必要な方はたくさんいらっしゃいますので、行政でしっかりと取り組んでいただけると良いと思います。

○委員

地域避難支援制度については民生委員も関わっておりまして、制度に入った自治会には民生委員が関わるようにしております。自治会では50弱単位が入ってくれています。これは市民局などの協力をいただきながら、地域避難支援制度に多くの自治会が入られることを望んでいます。入られた自治会に対してはそこに住む高齢者、障害者については制度を利用できることを説明しております。

それから、支援を受ける方には支援を受けるため個人情報を提供して、みんなに知ってもらっても良いという理解を取り付けた上で入っていただいております。又、平时に訓練も行っています。

○委員

これは希望というか理想かもしれないですが、コロナ禍にあって地域の中が深刻な状況になり、社協や専門機関もよく地域に足を運ぶ姿勢が見えています。理想としては、難しいかもしれませんが、行政職員がもっと地域に出ていく姿勢を見ていきたいという希望があります。

資料 22 ページの地域福祉の担い手の確保に積極的に参加できる体制づくりという文章があり、これは地域づくりやまちづくりに関する担い手の部分のことだと思うのですが、そこに行政職員も地域に参加できる体制づくりという文章を入れ、西宮市も取り組んでいけたら良いのではないかと思いますので、希望として意見を出させていただきます。

○会長

今回の地域福祉計画では、地域福祉を担う人材というのは、端的にいうと横断的に連携できて、なおかつ住民と協働できる人材を養成するかというなかで、地域のリーダーそのものでもあるのですが、地域福祉で言えば福祉専門職、現場のワーカーが縦割りなので、高齢、障害、児童が知り合っている、住民と協働できる人材養成と、行政職員が従来の縦割り行政で良いのだと思えば話が進まないで、行政職員養成を地域福祉計画の中に取り入れていくことが重要だと思います。具体的なプログラムになった時に皆さんと検討したいと思います。

再犯防止推進計画を地域福祉計画に入れていくかについて、ご説明をお願いします。

○事務局

地域福祉計画に再犯防止推進計画を包含する件については、市民の皆様の安心安全の暮らしをさらに進展させていくために、再犯の発生防止にいかに取り組むか、これまで国の事項である認識から法律ができ、再犯防止推進計画を地方でも策定が努力義務化されたことを受け、本市でも策定に取り組むことになりました。

しかしながら、再犯者の大半が実は福祉の支援をすることが望ましい人で、国の考えとしては地域福祉と合わせて一体的に計画策定することが望ましいという考え方があります。また、西宮

市と同規模の他市に問い合わせると、約半数が計画策定中もしくは策定済みで、そのうちの2/3が地域福祉計画に内包しており、1/3が独自計画です。本市においては諸所の状況も鑑み、地域福祉計画に含ませていただきたいという考え方であります。

○会長

これに対し、ご意見はありますか。

○委員

再犯防止という取り出し方にすごく違和感があり、実際に現場で医療観察の方や保護観察の方に関わる中では、この地域福祉計画で検討している総合相談支援体制が機能すること、早期に発見、気づき、アウトリーチしていくことが大事だと思っています。

再犯の方は、元に戻っても孤立したり、反対に、支援で囲われている苦しさの中から逃げ出そうとして再犯に繋がってしまうと思います。地域の中で一住民として、地域の中で参加、参画、支援までしっかりやれることが、結果として再犯防止に繋がっていくと感じます。取り出し方を間違ってしまうと、「その人たちが犯罪を起こさないようにどう対応するのか」といった偏見にも繋がっていく怖さを感じているので、考えていただきたいと思います。

○事務局

委員のご指摘のとおりで、あくまでも施設から出られた後は、保護司を中心とした自立のための支援を行っていただいている現状がありまして、そこから先については、国は一体的に長い目で見て支援を続けていくことが再犯を防止することに繋がるという認識であります。計画の中に取り入れる内容は、再犯の防止を強調することではなく、全体の流れの視点を持っていただいて、地域福祉計画ということになるものと考えています。

○副会長

ご存知だと思いますが、県内で一番進んでいる明石市では再犯防止の前に更生支援という言葉の使い方をしています。

委員の意見と繋がるのですが、実際に刑事処遇を受けている人の中に障害のある方が多いということはよく存じているのですが、そういう人たちが地域の中で定着しづらいのが最大の課題だと考えた時に、そういう人たちも含めて地域の中で包摂していくための方向性として、再犯防止という言葉よりも更生支援が主軸にあるべきだと思います。ですので、文言の使い方を少し意識していただきたいと思うのと、更生支援に向けたネットワークづくりや協議会といったものがしっかりと位置づけられる方向性になって欲しいと思います。

○委員

犯罪者という意味がちょっと私の考えと違っていて、福祉計画に載っている方は、罪を犯しても、高齢者の認知症の方や境界知能の少年たちで、彼らは地域での見守りや繋がり、サポートで十分に再犯防止ができるのではと思い、そういう意味での福祉計画への盛り込みとあって、意見を言わせていただきました。

○委員

再犯防止推進計画はあくまでも独立した計画で策定するべきだと考えます。そして、地域福祉計画の中、で更生支援の考え方を盛り込むことは賛成です。しかし、再犯防止推進計画そのものが地域福祉計画に入るのは反対です。独立した再犯防止推進計画を西宮市において策定するべきだと思います。

○委員

委員が言われるように、地域での見守りが再犯防止に繋がるのであれば、地域住民の主体性を尊重しながらという、地域力の強化という部分もあるので、その部分を計画に書き加えて、地域がどのように動いていけるのかということを示していただくことがあっても良いと思います。

また、担い手というところに関しては本当に高齢化しているので、人材確保等もどうされるのか地域の動きとして計画の中に入れていただきたいと思います。

○会長

委員、障害福祉計画の中で、再犯防止関しての議論はされていませんか。

○委員

障害福祉計画の中では特出ししての議論はされていません。一連の相談支援体制の話はありますが、触法障害者という形での支援とはなっていません。

○会長

今日、議論があったように、例えば認知症の方が店内で窃盗などのトラブルを起こしてしまい、それを犯罪者としてしまう店について、そうはしないで配慮ができるような、ユニバーサルな配慮や見守りの部分と、もう1つはもっとコアな、再犯は社会からの孤立や発生しているものなので、福祉分野にとってこの内容を取り上げることは、権利擁護の部分も含めて一番重たい部分として受け止めるのです。ですので、社会防衛的ではなく本人への支援として更生支援という言葉が出てきていたのですが、委員からは個別に計画を立てて、それを地域福祉も受け止めるという捉え方のご意見も出ています。再犯防止推進計画を地域福祉計画に入れるためには、かなり深い議論をしなければ捉えきれないと思ってお聞きしていました。

○事務局

再犯防止という捉え方よりも、これから地域福祉計画の中で、地域の中で色々な方が参加できる参画支援だったり、地域福祉計画の中で本来進めていこう、これから考えていこうとすることが、結果的に再犯防止に繋がったりすると捉えています。

本日は、再犯防止計画を地域福祉計画と一体的に策定することについての議論ですが、本来は地域福祉がこれから目指していくものができれば、色々な方の更生支援に繋がるという中で、これを西宮市の再犯防止計画の位置づけと捉えていければと考えています。

会長からご提起があったように非常に重たい内容ですので、地域福祉計画の中でどのように取り扱うかについては庁内で議論し、次回以降の策定委員会で提案できればと考えています。

○会長

ただ単に「地域や皆が理解して、その人たちを支えましょう」という話ではなく、まさしく人権に関わることです。例えば、障害福祉計画ではどこまで考えられていて、自立支援協議会にそういう部会を設けて活動できる枠組みがあるのか、全域にわたってどこがどのように活動するかといことに関わりますので、そういった意味での検討をしていただいた上で、もう一度ご提起いただければ、協議することは良いことなので整理をしてご提起ください。

○委員

触法といっても、どういう法に触れているかなど、地域によっては未だ成熟していない箇所もある中で、どれだけ地域でそのような方を受け入れられるかということだと思っております。

刑期を終えて地域に戻ってくるということは、罪を償ったから帰ってきたのだらうということ、理解の上ではわかるのです。例えば、子どもの場合は、未来がある子どもを地域がどのように育てていくかは、地域でも非常に寛大になると思います。

同じように地域に戻ってくるとしても、どういう法に触れたかによって、受け止め方が随分違います。「地域で受け入れる」と言葉で簡単に言っても、それに対応できるだけの住民意識の醸成には時間がかかるということを考えないと、理解するにはまだ時間を要する気がします。「理解している」ということと「本当に受け入れられるかどうか」ということは、時間がかかるような気がします。

○会長

今日、諸々のご意見が出ましたので再度、一度庁内で協議いただき、再度ご提起いただければと思います。

(4) 令和3年度の委員会開催スケジュールについて

(事務局説明)

○会長

これは事務局説明のとおりで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは最後に副会長にまとめていただきます。

○副会長

皆さんから活発な意見が出ていましたが、委員の発言にあった「このコロナ危機でさまざまなことが起こっていることを行政の方は理解していますか」という問いかけに全てのことが凝縮されていると思います。

つまり、地域福祉計画の中でも声が反映されていますかということが、市民アンケートに関してはインターネットでの回答に変えた方がよいのではないかと、緊急事態宣言の直前で本当の声を

出せたのか、相談機関へのアンケート調査にしても、今できていない課題を抽出しなければいけないのではないかというところで、「行政は声を聴けていないのではないか」ということに出されていたのではないかと思います。

私たちが第4期計画を策定するために、より良い声を聴くために、より多くの声、より届いていない人の声を聴くために何ができるのか、最後の議論にありましたが、触法の方々の再犯防止や更生支援も含めて土台になる計画になれるのか、その時に、地域の最前線で活動されている方々も一緒にできる計画になるため、声をどれだけ拾えるかが問われると思います。引き続き様々な立場の方が委員になっている本委員会で議論しながら、より様々な声が聴ける計画になればと思います。

○事務局

本日は不手際もありご迷惑をおかけしましたが、ご協力をいただきありがとうございました。次回は5月28日（金）14時から予定しております。委員の皆様には1ヶ月前までにご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○会長

最後に私の方からお詫びして終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

<閉会>